

令和6年5月21日

市政記者クラブ 様

守山区保健福祉センター福祉部
民生子ども課 担当：佐藤、山本（彩）（796-4609）
子ども青少年局子ども未来企画部
放課後事業推進課 担当：石田、岩佐（972-3084）

留守家庭児童育成会に対する助成金の誤支給について

下記のとおり、留守家庭児童育成会（以下「育成会」とする。）に対する助成金について支給額に誤りがありましたので、ご報告します。

記

1 概要

本市は育成会の活動に対して、助成することで、支援しています。

令和6年5月9日に、放課後事業推進課において決算事務を行っていたところ、守山区内1か所の育成会に対する助成金（指導室使用料加算）について、助成対象とならない期間に対して助成していたことが判明したものです。

2 経緯

指導室使用料加算は、育成会が月の初日において指導室を賃借して運営しているときに、負担月額の10分の10に相当する額（上限額255,500円）を助成しています。

当該育成会は、令和5年8月から新規の運営場所を賃貸借契約し、令和5年10月から運営を開始し児童の受入れを行っておりました。支給事務を行っている区民生子ども課と、本庁所管課である放課後事業推進課の間で、児童受入れ前の準備期間が助成対象となるか否かについて情報伝達がうまくなされておらず、助成対象とならない期間に対して、誤って支給しました。

3 誤支給した額

総額 500,000 円 （内訳）令和5年8、9月分 各月 250,000 円

4 対応

5月17日（金）に当該育成会に対し、経緯を説明し謝罪いたしました。今後、誤って支給した金額の返還等について調整してまいります。

5 再発防止策

今後、同様の誤った事案が発生しないよう、子ども青少年局において助成要綱の理解に関する区担当者向けのマニュアル等の充実を図り、周知徹底してまいります。

あわせて個々の支給においては職員間で事実関係を正確に把握したうえで、助成対象の是非を確認するなど、支給事務の適正な執行に努めてまいります。